共通端末機器の借入れに係る仕様書

奈良県総務部情報システム課

この仕様書は、「共通端末機器の借入れ」に関する奈良県（以下「甲」という。）と契約者（以下「乙」という。）の契約履行についての必要事項を定めるものである。

１．調達の概要

①件名

「共通端末機器の借入れ」

②借入期間

平成３１年１月１日から平成３５年１２月３１日まで

③調達内容

ノート型パソコン等機器の賃貸借（２，２２６台）

④納入場所

奈良県本庁舎、分庁舎及び各出先機関

２．調達機器

①ノート型パソコン（２，２２６台）

②マウス（２，６００個）

③ＬＡＮ線（２，２２６本）

３．機器等の仕様

①以下の仕様を満たす機器を納入すること。

項目	仕様
オペレーティングシステム（ＯＳ）	Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ社製Ｗｉｎｄｏｗｓ１０　Ｐｒｏｆｅｓｓｉｏｎａｌ（６４ｂｉｔ）　日本語版 ※Ｗｉｎｄｏｗｓ１０のバージョンは、１８０３とする。
ＣＰＵ	Ｉｎｔｅｌ社製Ｃｅｌｅｒｏｎ ３８６５Ｕ １．８ＧＨｚ相当以上
メインメモリ	４ＧＢ以上
内蔵ＳＳＤ	容量１２８ＧＢ以上
内蔵ＤＶＤ－ＲＯＭ装置	書き込み機能は無いこと。書き込み機能を停止する等の代替は認めない。
ＬＡＮ接続装置	１０００ＢＡＳＥ－Ｔ対応 ＲＪ－４５コネクタ対応
ＷＥＢカメラ（本体内蔵）	ＶＧＡ（６４０×４８０）以上の解像度。３０万以上の画素数（ディスプレイ側に存在すること）
インターフェース	ＵＳＢ３．０以上 １ポート以上 ＵＳＢ２．０以上 ２ポート以上
ディスプレイ装置	１５型以上１７型未満 ＴＦＴ液晶以上 ＷＸＧＡ表示以上

キーボード	日本語対応（ＪＩＳ配列準拠） テンキーなし
電源等	商用電源１００Ｖ対応 内蔵バッテリーを使用しなくても外部電源のみで動作すること。
マウス	ＵＳＢ接続Ｂｌｕｅ ＬＥＤ方式相当 標準サイズ（縦：９０～１１５ｍｍ、横：４５～７０ｍｍ程度） ホイール付き 本体色は「黒」であること。
ＬＡＮ線	長さは、５ｍとする。 ＵＴＰカテゴリ－５ｅ以上のケーブル（ＲＪ－４５コネクタ使用）で、爪折れ防止タイプとする。 ケーブル色は、薄い青色とすること。

②「グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年五月三十一日法律第百号））」及び「平成３０年度奈良県庁グリーン購入調達方針」に適合している機器であること。

③機器は、それぞれ同一メーカーの同一型番であること。（なお内部のメモリやＳＳＤなどの部品においても同様に同一型番であること）

④機器は、公示日以降において製品カタログ等に記載されており、かつ、製造を行っているもので未使用のものであること。

４．マスターの設定

以下の点に留意して、納入機器の標準設定となるマスターを作成すること。

①契約締結後、速やかに設定内容について甲と協議すること。

②検証用のパソコンを速やかに１５台先行納入すること。

③甲の承認を受けた設定を、機器に反映させること。

④ディスククローニングツール（シマンテック社製）を用いること。

・Symantec Ghost Solution Suite の最新版を２，２２６台、新規で納入すること。

・甲の所有するデータリカバリーサーバ（Symantec Ghost Solution Suite インストール済パソコン）に、今回導入した機器のイメージデータを作成保存し、CD 及び USB 起動により正常に回復出来るようにすること。

・なお、作成したイメージデータは、USB で起動できる状態で１０本納入すること。（１年に１回、セキュリティ等の設定変更の更新に協力すること）

⑤以下のソフトウェアをインストール及びライセンスを有すること。但し、マスターを利用しない方が望ましいと判断されるソフトウェアについては、納入時の設定作業にてインストールをすること。

ア）Ｏｆｆｉｃｅ２０１３　Ｐｒｏｆｅｓｓｉｏｎａｌ　（日本語版）（マイクロソフト社製）

・２，１９０台分のライセンスは甲が所有している。なお、不足している３６台分は新

規で最新版を納入すること。

イ）一太郎（Ｊｕｓｔｓｙｓｔｅｍ社製）

・購入バージョンは「一太郎Ｐｒｏ４」とする。購入にあたってはExcellent-D　ライセンス契約を使用すること。ただし、奈良県では一太郎Ｐｒｏ及びＰｒｏ２のライセンスを所有しているので、４，３６０台については全てバージョンアップ対応とすること。なお、別途３６台分は新規で納入すること。

・マスターディスクを２部購入し、奈良県情報システム課に納入すること。

ウ）ウイルスバスター（トレンドマイクロ社製）

・全台数のライセンスは甲が所有

エ）ＥＶＥＭＡクライアント一式（ＤＤＳ社製）

・全台数のライセンスは甲が所有

オ）ＳＫＹＳＥＡ　ＣｌｉｅｎｔＶｉｅｗ（ＳＫＹ社製）

・全台数のライセンスは甲が所有

カ）Windows Server Device CAL（マイクロソフト社製）

・最新版とし、５，５００台を新規で納入すること。

キ）甲の所有ソフトウェアのインストール

・前記納入ソフトウェアの他、プリンタドライバ、フリーソフトウェア等をインストールし、動作する環境設定を行うこと。

ク）その他

・前記以外のソフトウェアに関して甲が必要と判断する場合はインストールを行うこと。

・甲と協議の上、不必要と認めるソフトウェア・サービスについては、機能停止のための設定を行うこと。

・以上のソフトウェアについては納入時にセキュリティ修正プログラム（ＯＳ、インターネットエクスプローラ（ＩＥ１１）、Ｏｆｆｉｃｅ等）を甲と協議のうえ、すべて適用した状態で納入すること。

・マスターディスクにパッケージ製品を利用する場合、マスターディスク分のライセンスは導入ライセンス分とは別に確保すること。

５．機器等の納入

５－１．搬入、設置

①甲と協議の上、甲が指定する期日に搬入、設置すること。搬入場所については、以下のとおりである。

搬入場所	搬入台数	設置の要否
本庁舎及び分庁舎	１，２１２台	要
出先機関※１	８９４台	要

情報システム課（障害対応用）	１１２台	否
情報システム課（個人番号利用事務用等）	８台	否
合計	２，２２６台	

※１　別紙「出先機関実配備一覧表」を参照

②納入する機器のうち本体、電源及びマウスに甲が指定する内容を記載したシール（緑色・幅２４ミリ）を乙が用意し添付すること。
③全体作業の責任者を定めるとともに、各々の作業について責任者（全体責任者が現場にいる場合は兼任も可）を定め、作業時には腕章等を付けること。
④作業中に甲の所有物を損傷させた場合は、現状復旧処置をすること。
⑤担当者が不要と判断する梱包材、附属品、マニュアル等は乙の責任において撤去すること。
⑥本庁舎、分庁舎及び各出先機関の旧機器等２，１９０台については、甲が指示する場所に併せて集めること。
⑦作業の詳細については甲と協議の上決定すること。

５－２．設定

①指定するソフトウェアのインストールの設定作業及び動作確認を完了させること。
なお、ソフトウェアの設定でネットワークへの接続が必要な場合は接続作業及び各種設定を行うこと。
②甲の指定するネットワークの設定を行い、接続できることを確認すること。
③機器及び指定するソフトウェア等が全て問題なく動作することを確認すること。
④Bluetooth、赤外線通信ポート、無線ＬＡＮ等、甲が不必要とするデバイスについては、機能停止のための設定を行うこと。

５－３．成果物

検収確認後、完成図書として以下を作成し提出すること。
・展開用マスター機セットアップ手順書（主要な画面をキャプチャして貼付すること）
・端末設定作業手順書（主要な画面をキャプチャして貼付すること）
・PC本体の製造番号・ＭＡＣアドレス・ホスト名等運用管理に必要な情報を記載しているもの（データのみで可）
・機器等の日本語マニュアル　（取扱説明書）
・保守体制表

６．保守について

機器については、５年間のオンサイト保守とし、以下の対応を行うこと。

・受付時間については８時３０分から１７時１５分までとすること。（平日の開庁日に限る。）また、電話での修理依頼を受け付けること。
・共通端末機器に障害が発生した場合、概ね４時間以内に納入場所へ訪問し、修理を行うこと。ただし、運用に支障のない障害等で甲が了承した場合においては、翌開庁日に保守作業を行うことができる。
・奈良県庁内に配備する共通端末機器に障害が発生した場合、原則として職員またはヘルプデスクが甲の準備する予備機との交換作業を行った後、乙は故障機を引き取り、原則として２週間以内に保守を完了し、甲へ返却すること。
・出先機関に配備する共通端末機器に障害が発生した場合、原則として乙が甲の準備する予備機を現地において交換作業を行い、故障機の引き取り保守を行う。このため、パソコン１０台の予備機をあらかじめ乙に預ける。修理後の機器については乙が保管し、次の予備機として利用できるよう準備し適切に管理すること。（必要に応じて現地にてＳＳＤディスク交換・ＯＳ・アプリケーション設定等甲の指示に従い乙が行う）また、予備機をほかの業務に転用してはならない。
・奈良県全庁ネットワークに接続しているものについては、乙がネットワーク設定を行うこと。
・現地にて、故障原因の分析を行うこと。なお、分類は以下の２種類とする。
　１．故障原因が通常の使用によるもの（保守の範囲内として無償修理）
　２．故障原因が故意、過失及び通常の使用によらないもの（保守範囲外とし、別途請求すること）
・上記２と判断する際には、事前に乙が甲に判断基準について承認を得ること（保守範囲外とした作業費及び部品代を含む）。また、乙は、故障端末保有原課へ説明するとともに、請求書送付を行うこと。
・故障したＳＳＤについて修理不能となって廃棄する場合は、セキュリティを確保した方法で適正に処分し報告すること。
・保守対応状況について毎月甲へ書面により報告を行うこと。なお、報告の内容については甲の指示に従うこと。

７．その他

①乙は、契約締結後速やかに作業体制を確立し、作業計画書及びマスター設定書を作成し、甲の承認を得ること。なお、設計にあたっては基本的な設計を乙が行い、詳細事項については甲と協議し、甲の指示に従うこと。作業計画書は以下の内容を含むこと。
・マスターの設計及びクローニングスケジュール
・機器等の納入及び設置スケジュール
・作業従事者名簿
②本仕様書に規定されている事項又は解釈に疑義のある事項については、甲の指示又は

承認を受けること。

③契約期間中、機器等に不良や欠陥等があると発覚した場合は速やかに乙が交換等の処置を行うこと。

④設置作業期間中に設定内容の見直しが必要となったとき、甲と乙が協力し、設定変更を行い既に設定を終えた機器を含めて再設定すること。

⑤乙は、本仕様で指定するソフトウェア、ハードウェアについて、その性能を充分に発揮させるため、機器運用の効率化に必要な技術的サポートを行うこと。

⑥納入する機器については契約期間中の部品供給が可能である製品とすること。

⑦乙は、Microsoft License を用いた納入の場合、「Select Plus for Government Partners」を利用することとし、必要な手続きを行うこと。

・本調達にて Select Plus for Government Partners 契約を締結後に発行された『主要パブリックカスタマー番号（PCN）』取得して文書にて通知すること。

・契約は日本マイクロソフト株式会社が指定するライセンシング　ソリューション　パートナー（LSP）に発注する必要がある。その他、不明な点は日本マイクロソフト担当者に確認の上で対処すること。

（問い合わせ先）

日本マイクロソフト株式会社　奈良県担当

電話番号（部門代表）：０６－７６７０－６４９２

⑧賃貸借期間満了後、原則としてソフトウェアライセンス（使用権）は甲に帰属するものとする。